

4月4日

大都市税財政制度調査特別委員会

午後1時00分開会

○渡辺（学）委員 ただいまから大都市税財政制度調査特別委員会を開会いたします。

私が年長のゆえを持ちまして、これより「正副委員長の互選」の職務を行います。よろしく御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。委員会条例第7条第2項の規定により、正副委員長は委員会の互選となっておりますが、慣例により選挙を省略し、私より指名推選の方法により決めたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

（ 異議なし ）

○渡辺（学）委員 御異議なしと認めます。よって、私から正副委員長を御指名いたします。

委員長に橋本勝委員、副委員長にかわの忠正委員を御指名いたします。

ただいまの御指名に御異議ありませんでしょうか。

（ 異議なし ）

○渡辺（学）委員 御異議なしと認めます。よって、委員長に橋本勝委員が、副委員長にかわの忠正委員が、それぞれ当選されました。

それでは、正副委員長に御挨拶をお願いいたします。

○橋本委員長 それでは、一言申し上げます。ただいま、皆様の御賛同をいただきまして大都市税財政制度調査特別委員会の委員長を務めさせていただきます、自民党の橋本でございます。

川崎市議会では慣例となっておりますけれども、常任委員会において非常に丁寧に議論をしてきているところでございます。特別委員会としましては、予算審査と特別審査特別委員会がございますが、それ以外では、過去さかのぼりますと百条委員会、そして川崎縦貫道路等に関する特別委員会が約26年前ということで、常任委員会に重点を置く川崎市議会の姿勢を象徴しているわけでありまして、今回、久しぶりの特別委員会ということがあります。この特別委員会では、国への税財政にかかる要望、要請行動について議会としても積極的に議論をしていこうとするものでありますが、川崎市におきましても、人口の減少というものがいずれ訪れることが目に見えており、税財政制度の拡充が求められるわけでありまして。私も若輩でありますけれども、この特別委員会の委員長として、しっかりとリーダーシップを発揮できるように、また、皆様にも意見、提言等についてしっかりと御議論をいただけますように、副委員長と事務局のお二人にもお世話になりますけれ

ども、一年間、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

○かわの副委員長 ただいま、御賛同いただきまして、副委員長に就任いたします、かわの忠正でございます。この特別委員会でございますが、私も以前、政策担当者会議というものがございまして、そこで川崎市議会でも特別委員会を常設すべきだという意見を申し上げさせていただきまして、さまざまな経緯を経て、このたび設置をされたということに対しては、非常に感慨深いものがあります。

大都市の実態に適応する税財政制度につきましては、私も過去、総務委員会等でも言ってきましたけれども、やはり国も全国的に地方に目を向けがちな部分がある中で、大都市が置かれている特有の立場について、きちんと我々が説明していく、要望していくということが大事だということを感じてまいりました。この特別委員会では皆様の活発な御議論をいただければと思います。また、幸いにも委員長には橋本勝委員長でございます。もう42歳でございますか。まさに脂が乗りきった年代でございますので、しっかりと支えられるよう心がけてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます、一言御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○渡辺（学）委員 それでは、委員長と交代いたします。皆様、御協力ありがとうございました。

○橋本委員長 それでは、委員会の運営を進めさせていただきます。

初めに委員会の座席の決定をお願いしたいと思いますが、ただいま御着席されておりでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

○橋本委員長 御異議ないようなので、御着席のとおり決定させていただきます。

次に、委員会の担当書記を紹介いたします。

議事課議事係、青山康介書記です。

○青山書記 よろしく願いいたします。

○橋本委員長 政策調査課課長補佐・調査係長、大西哲史書記です。

○大西書記 大西でございます。よろしく願いいたします。

○橋本委員長 次に、「委員会の運営について」御協議願います。初めに、事務局から説明させます。

○青山書記 それでは、御説明させていただきます。

初めに、お手元の「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について」をごらんいただきたいと存じます。

こちらは3月9日の議会運営委員会において確認がされ、3月17日の第1回定例会最終日に議決されたものでございます。

まず、1の設置についてでございます。「本市議会に設置する特別委員会の名称は、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）とする。」ものでございます。

次に、2の付議事件でございます。「委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。」ものでございます。

次に、3の定数でございます。「委員会の委員の定数は、13人とする。」ものでございます。

次に、4の設置期間等でございます。「委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。」ものでございます。

続きまして、「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領」について御説明させていただきます。お手元の「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領」をごらんいただきたいと存じます。

この要領は、特別委員会の運営に際し、必要な具体的事項等を定めるものでございまして、先ほどの「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について」と同様に、3月9日の議会運営委員会において確認がされてございます。

まず、「1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。」ものでございます。

次に、「2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。」ものでございます。

次に、「3 議案、請願及び陳情は、付託しない。」ものでございます。

次に、「4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。」ものでございます。

次に、「5 委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定

都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席する。」としてございます。

次に、「6 委員会における説明員の出席は、総務企画局職員、財政局職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。」ものでございます。

次に、「7 委員会が調査研究の結論若しくは一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。」ものでございます。

次に、「8 この要領に定めるもののほか、委員会における発言、記録、傍聴その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。」ものでございます。

発言関係といたしましては、委員会における発言は、常任委員会と同様に議題に対して自由に質疑できるものとなっております。なお、本委員会の付議事件は、大都市の税財政制度等の調査研究であるため、議員相互間の討議が活発に行われることが期待されるものでございます。記録関係といたしましては、記録の作成は、常任委員会に準じて作成し、会議録調整前の記録等の取扱い等も常任委員会に準じるものとなっております。

傍聴関係といたしましては、常任委員会等と同様に、報道機関については、特別の場合を除き許可し、一般傍聴については、傍聴の申出があった場合に委員に諮り許可するものでございます。

また、インターネット中継の取り扱いについては、平成29年度は中継実施を見送り、平成30年度の検証時に改めて協議を行うことが、確認されております。

その他関係といたしまして、委員会の開催通知等については、常任委員会の運営と同様の扱いとするものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配布してございます、「議会改革検討委員会 第5回報告書」をごらんいただければと存じます。

資料の説明は、以上でございます。

○橋本委員長 説明は以上のおりです。ただいまの事務局の説明について御発言等、ございますでしょうか。

(なし)

○橋本委員長 特になければ、特別委員会の運営につきましては、ただいまの事務局の説

明のとおり進めさせていただくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○橋本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

○橋本委員長 次にその他として、「委員会への飲み物の持ち込み」につきまして御協議をお願いいたします。

委員会への飲み物の持ち込みにつきましては、各常任委員会において判断することになっておりますことから、本委員会におきましては、飲み物の持ち込みについては可とする取り扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○橋本委員長 それでは、次回の委員会から、ただいまのと通りの取り扱いとなりますので、よろしくをお願いいたします。

○橋本委員長 次に、今後の日程につきまして御協議をいただきます。

*協議の結果、4月27日(木)に開催することとした。

○橋本委員長 その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

○橋本委員長 それでは、以上で本日の大都市税財政制度調査特別委員会を閉会いたします。

午後1時11分閉会